

企画競争説明書

業務名称：インドネシア国ブランタス川流域におけるスタミダム再生事業準備調査【有償勘定技術支援】

調達管理番号：21a00358

【内容構成】

- 第1章 企画競争の手続き
- 第2章 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第3章 特記仕様書案
- 第4章 業務実施上の条件

注) 本案件のプロポーザルの提出方法につきましては、「電子データ (PDF)」とさせていただきます。
詳細については「第1章 7. プロポーザル等の提出」をご確認ください。

2021年7月21日
独立行政法人国際協力機構
調達・派遣業務部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等を実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3章「特記仕様書案」、第4章「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

第1章 企画競争の手続き

1 公示

公示日 2021年7月21日

2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3 競争に付する事項

(1) 業務名称：インドネシア国ブランタス川流域におけるスタミダム再生事業準備調査【有償勘定技術支援】

(2) 業務内容：「第3章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

(○) 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください。（全費目課税）

() 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

なお、本邦研修（または本邦招へい）に係る業務については、別途「技術研修等支援業務実施契約約款」を適用した契約を締結することとし、当該契約については消費税課税取引と整理します。ただし、最終見積書においては、消費税を加算せずに積算してください。

(4) 契約履行期間（予定）：2021年10月 ～ 2022年12月

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定致します。

(5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヶ月を越えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(4)の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

- 1) 第1回(契約締結後) : 契約金額の32%を限度とする。
- 2) 第2回(契約締結後13ヶ月以降) : 契約金額の8%を限度とする。

4 窓口

【選定手続き窓口】

調達・派遣業務部 契約第一課

電子メール宛先 : outm1@jica.go.jp

担当者 : 【服部一希 Hattori.Kazuki@jica.go.jp】

注) 持参及び郵送による窓口での受領は廃止となりました。

【事業実施担当部】

東南アジア・大洋州部 東南アジア第一課

5 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人(業務従事者を提供することを含む。以下同じ。)となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

- 1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
具体的には、会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。
- 2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程(平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者
具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。
- 3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程(平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- ① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

（2）積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めません。

1) 全省庁統一資格

令和01・02・03年度全省庁統一資格を有すること。

2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

（3）利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR(Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

具体的には、以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

特定の排除者はありません。

（4）共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

（5）競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いただく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

6 説明書に対する質問

- (1) 質問提出期限：2021年8月2日 12時
- (2) 提出先：上記「4. 窓口【選定手続き窓口】」（電子メール宛先及び担当者）
注1) 原則、電子メールによる送付としてください。
注2) 電子メール件名に「【質問】調達管理番号_案件名」を記載ください。
注3) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。
- (3) 回答方法：2021年8月6日までに当機構ウェブサイト上にて行います。
(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

7 プロポーザル等の提出

- (1) 提出期限：2021年8月24日 12時
- (2) 提出方法：
プロポーザル・見積書を、電子データ（PDF）での提出とします。
上記（1）の提出期限日の4営業日前から1営業日前の正午までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールをe-koji@jica.go.jpへ送付願います。
（件名：「提出用フォルダ作成依頼_（調達管理番号）_（法人名）」）
なお、具体的な提出方法につきましては、「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2021年5月12日版）」を参照願います。以下にご留意ください。
 - 1) プロポーザル等はパスワードを付けずにGIGAPOD内のフォルダに格納ください。
 - 2) 本見積書と別見積書はGIGAPOD内のフォルダに格納せず、PDFにパスワードを設定し、別途メールでe-koji@jica.go.jpへ送付ください。
なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。
(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)※依頼が1営業日前の正午までになされない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。

- (3) 提出先：
 - 1) プロポーザル
「当機構調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」
 - 2) 見積書：
宛先：e-koji@jica.go.jp
件名：（調達管理番号）_（法人名）_見積書
〔例：20a00123_〇〇株式会社_見積書〕
本文：特段の指定なし
添付ファイル：「20a00123_〇〇株式会社_見積書」
※見積書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。

(4) 提出書類：

- 1) プロポーザル・見積書

(5) プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- 1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- 2) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- 3) 虚偽の内容が記載されているとき
- 4) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

(6) 見積書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」（2020年4月）を参照してください。

（URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

- 1) 「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- 2) 以下の費目については、別見積りとしてください。
 - a) 旅費（航空賃）
 - b) 旅費（その他：戦争特約保険料）
 - c) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
 - d) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
 - e) その他
 - 1) 本邦招へい支援に係る業務：（目安）0.50人月
 - 2) 現地セミナー（本邦企業参加）に係る業務：（目安）0.80人月

3) 以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。

No.	対象とする経費	該当箇所	金額（消費税抜き）	区分	費用項目		
1	土砂生産源調査/貯水池材料調査	「第2章 特記仕様書案第9条 現地再委託	3,000,000円	定額	直接経費	再委託	
2	ボーリング調査	「第2章 特記仕様書案第9条 現地再委託	10,000,000円	定額	直接経費	再委託	
3	河川・地形測量	「第2章 特記仕様書案第9条 現地再委託	10,000,000円	定額	直接経費	再委託	
4	河床材料	「第2章	3,000,000円	定額	直接経費	再委託	

	調査	特記仕様書 案 第 9 条 現地再委託					
5	濁水調査	「第 2 章 特記仕様書 案 第 9 条 現地再委託	10,000,000円	定額	直接経費	再委託	
6	既存放流 施設周辺 堆砂状況 調査	「第 2 章 特記仕様書 案 第 9 条 現地再委託	4,000,000円	定額	直接経費	再委託	
7	環境社会 配慮調査	「第 2 章 特記仕様書 案 第 9 条 現地再委託	3,000,000円	定額	直接経費	再委託	

4) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

- a) IDR1 = 0.00761 円
- b) US\$ 1 = 110.552 円
- c) EUR 1 = 131.632 円

5) その他留意事項：特になし

8 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) 評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

- a) 業務主任者／流域総合土砂管理（治水含）
- b) ダム堆砂対策計画／土砂解析
- c) 構造物設計（排砂トンネル）

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 17 M/M

(2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 若手育成加点

本案件においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

具体的には以下の計算式により、下表のとおり価格点を加算します。

最低見積価格との差に係る計算式：

$$\left(\text{当該者の見積価格} - \text{最低見積価格} \right) \div \text{最低見積価格} \times 100 (\%)$$

最低見積価格との差（%）に応じた価格点

最低価格との差（%）	価格点
3%未満	2.25点
3%以上 5%未満	2.00点
5%以上 10%未満	1.75点
10%以上 15%未満	1.50点
15%以上 20%未満	1.25点
20%以上 30%未満	1.00点
30%以上 40%未満	0.75点
40%以上 50%未満	0.50点
50%以上 100%未満	0.25点
100%以上	0点

(3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加算。
- 5) 評価点が僅少（最高評価点との点差が2.5%以内）である場合、見積書を開封し、価格評価を加味。
- 6) 上記、1)～5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

9 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を2021年9月9日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ウェブサイトに掲載することとします。

- (1) プロポーザルの提出者名
- (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ① コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ② 業務の実施方針等
- ③ 業務従事予定者の経験・能力
- ④ 若手育成加点 *
- ⑤ 価格点 *

* ④、⑤は該当する場合のみ

また、評価結果の順位が第1位にならなかった競争参加者については、評価結果通知のメール送付日の翌日を起算日として7営業日以内に調達・派遣業務部（e-propo@jica.go.jp）宛に申込み頂ければ、日程を調整の上、プロポーザルの評価内容について面談で説明します。7営業日を過ぎての申込みはお受けしていません。説明は30分程度を予定しています。

注) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話等による説明とする可能性があります。詳細につきましては、申し込み後にあらためてご連絡いたします。

なお、受注者につきましては、監督職員との打合せ時に、必要に応じてプロポーザルの評価内容についての説明をご依頼ください。

10 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下のとおり追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達の適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

- (1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

- 1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

- 2) 公表する情報

- ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高

- ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

(2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

1.1 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

(1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

(2) 個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

12 その他留意事項

(1) 配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

(2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

(3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

(4) プロポーザルの電子データについて

不採用となったプロポーザルの電子データは、当機構にて責任をもって削除します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

(5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

(6) プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「コンサルタント等契約 関連ガイドライン／個別制度の解説」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

2) 業務実施契約に係る様式：

同上ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

第2章 プロポーザル作成に係る留意事項

1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

注) 類似業務：土砂管理を含む堆砂対策に係る各種業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載内容に基づき作成いただきます。一方で、コロナ禍の影響が長引き現地渡航できない状況が継続する可能性もあります。現地調査について、本説明書あるいはプロポーザルの計画から延期せざるを得ない場合を想定し、現地調査開始前に実施できる国内業務について提案があればプロポーザルに追加で記載してください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外、見積不要とします。

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

- 業務主任者／流域総合土砂管理（治水含）
- ダム堆砂対策計画／土砂解析
- 構造物設計（排砂トンネル）

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／流域総合土砂管理）】

- a) 類似業務経験の分野：流域総合土砂管理に係る各種業務
 - b) 対象国又は同類似地域：インドネシア国及び全途上国
 - c) 語学能力：英語
- 【業務従事者：担当分野 ダム堆砂対策計画／土砂解析】
- a) 類似業務経験の分野：土砂管理を含むダム堆砂対策計画に係る各種業務
 - b) 対象国又は同類似地域：インドネシア国及び全途上国
 - c) 語学能力：英語
- 【業務従事者：担当分野 構造物設計（排砂トンネル）】
- a) 類似業務経験の分野：構造物設計（排砂トンネル）に係る各種業務
 - b) 対象国又は同類似地域：評価せず
 - c) 語学能力：語学評価せず

2 プロポーザル作成上の条件

(1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。また、雇用予定者を除く。なお、雇用関係にあるか否かが明確ではない場合は、契約書等関連資料を審査の上、JICAにて判断します。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書への、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）押印は省略可となります。

注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事者を確定する際に提出してください。

注5) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

(2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

3 プレゼンテーションの実施

本案件については、*プレゼンテーションを実施しません。*

別紙：プロポーザル評価表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
2. 業務の実施方針等	(45)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	15	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	15	
(3) 要員計画等の妥当性	10	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	—	
(5) その他（迅速化の取り組み）	5	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(45)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	(23)	
	業務主任者のみ	業務管理グループ
① 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／流域総合土砂管理（治水含）</u>	(23)	(9)
ア) 類似業務の経験	9	4
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2	1
ウ) 語学力	3	1
エ) 業務主任者等としての経験	5	2
オ) その他学位、資格等	4	1
② 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者／〇〇〇〇</u>	—	(9)
ア) 類似業務の経験	—	4
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	—	1
ウ) 語学力	—	1
エ) 業務主任者等としての経験	—	2
オ) その他学位、資格等	—	1
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	—	(5)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	—	—
イ) 業務管理体制	—	5
(2) 業務従事者の経験・能力：<u>ダム堆砂対策計画／土砂解析</u>	(11)	
ア) 類似業務の経験	6	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1	
ウ) 語学力	2	
エ) その他学位、資格等	2	
(3) 業務従事者の経験・能力：<u>構造物設計（排砂トンネル）</u>	(11)	
ア) 類似業務の経験	8	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	0	

ウ) 語学力	0
エ) その他学位、資格等	3

第3章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際の参考情報として注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という）と受注者名（以下「受注者」という）との業務実施契約により実施する「インドネシア国ブランタス川流域におけるスタミダム再生事業準備調査【有償勘定技術支援】」に係る業務の仕様を示すものである。

第2条 事業の背景

インドネシア共和国（以下、「インドネシア」という。）の東ジャワ州に位置するブランタス川流域は、1960年代より日本の技術協力、円借款等により灌漑、生活用水、発電及び洪水調節を目的とした8基のダムが建設されてきた。これらのダム開発と共に、同流域はインドネシアの経済社会及び農業セクターの重要な地域を担ってきており、同流域の河口には国内第2の商工業都市のスラバヤ市が位置している。

一方、同流域は火山活動に伴う土砂生産が活発なことから、貯水池の堆砂によるダム機能の低下が顕在化している。特に、上流ダム群の残貯水容量の8割を占めるスタミダムは、円借款「スタミダム建設事業」（1973年完成）による建設後約50年が経過し、第一水資源公社（Perum Jasa Tirta 1。以下、「PJT1」という。）による浚渫等が行われてきたものの、気候変動等に伴う降雨量の増加による貯水池への土砂流入増加により、有効容量はほぼ半減している。特に、スタミダムは貯水容量が大きいことから、維持管理のための浚渫費用の増大、浚渫土砂の土捨場用地確保の問題等、堆砂が進行した場合の影響が大きい。また、このまま対策を講じない場合、取水口前面の堆砂により取水口が閉塞して、取水機能が停止し、灌漑、生活用水、発電及び洪水調節といったダムの機能が著しく損なわれることが懸念されている。このような状況下、ダムにおける洪水調節機能の回復及び利水のための貯水容量の確保は喫緊の課題となっている。

本業務は、当該対策にかかる事業の目的、概要、事業費、事業実施体制、運営・維持管理体制、環境および社会面の配慮等、我が国有償資金協力事業として実施するための審査に必要な調査を行うことを目的として実施するものである。

第3条 事業の概要（要請内容）

（1）事業名

ブランタス川流域におけるスタミダム再生事業

（2）事業目的

本事業は、ブランタス川流域において、スタミダムの機能を回復させることにより、灌漑、生活用水、発電及び洪水調節のための持続的な貯水容量の確保を図り、もって同流域における経済社会の発展と防災能力の向上に寄与することを目的とする。

(3) 事業内容

- ①スタミダム排砂トンネルの建設（国際競争入札）
- ②浚渫船調達（国際競争入札）
- ③コンサルティング・サービス（詳細設計、入札補助、施工監理、環境管理・モニタリング補助等）（ショート・リスト方式）

(4) 対象地域

東部ジャワ州ブランタス川流域

(5) 関係官庁・機関

- 1) 実施機関：公共事業・国民住宅省
- 2) その他関係官庁・機関：第一水資源公社

(6) 本プロジェクトに関連する我が国の主な援助活動

- ① ブランタス河流域総合開発計画（1961年）
- ② ブランタス川流域水資源開発調査（1973年）
- ③ ブランタス川流域水資源総合管理計画調査（1998年）
- ④ リハビリ・維持管理改善事業（水資源セクター）（円借款：146.96億円、2002年L/A調印）
- ⑤ ブランタス川・ムシ川における気候変動の影響評価及び水資源管理計画への統合プロジェクト（技術協力：2013年～2019年）

第4条 業務の目的と範囲

本業務は、「第5条 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「第6条 業務の内容」に示す事項の調査を実施し、もって我が国の有償資金協力事業として本事業を実施するにあたってJICAが行う審査に必要な調査を行うことを目的とし、「第7条 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

第5条 実施方針及び留意事項

(1) 円借款検討資料としての位置づけ

本業務の成果は、本事業に対する円借款の審査をJICAが実施する際の検討資料及び当国の事業承認の基礎資料として用いられることとなる。本業務で取りまとめる事業内容は、円借款事業の原案として取り扱われることから、事業内容の計画策定については、調査の過程で随時十分JICAと協議し、承認を得る。

また、本業務で検討・策定した事項が実施機関／関係機関への一方的な提案とならないよう、借入国政府と十分な合意形成を行い、実現可能かつ具体的な内容とする。

一方、当該審査の過程において、対象事業の内容が本業務の結果とは一部異なる結論となることがある可能性に留意し、借入国関係者に本業務の調査結果がそのまま円借款事業として承認されるとの誤解を与えないよう留意する。

本業務では、積算額に関する先方政府との認識の一致に特に留意する必要がある。従って、本業務においては、当初想定されていた技術仕様や当該技術仕様に基づく積算額について先方政府または実施機関と認識の一致を図り、協議・調整状況について速やかにJICAに情報共有を行うとともに、必要に応じ協議議事録を作成する。協議議事録は、原則としてファイナル・レポートに添付する。

また、本業務の実施においては、コロナ対策に関する現地の法令・ガイダンス等を調査し、これらを踏まえ、円滑な業務実施の工夫について提案することとする。また、現地渡航が困難な場合を考慮し、調査の代替手段や工夫についても、プロポーザルで提案することとする。

なお、現地調査については円借款事業としての審査に向けた情報収集を JICA が実施するに際し、同席や協力を求める場合がある。その後ドラフト・ファイナル・レポート協議と並行して、円借款の審査を JICA が実施するに際し、協力を求める場合がある。

(2) 審査の重点項目

本業務の成果が円借款事業の審査の検討資料となるため、以下の項目については、取りまとめに際して、JICA から別途指示する基本的な基準、様式に従ってとりまとめること。

- 1) 適用される技術基準
- 2) 施工計画
- 3) 調達計画
- 4) 事業費
- 5) 事業実施スケジュール
- 6) 事業実施体制
- 7) 運営・維持管理体制
- 8) 運用・効果指標
- 9) 内部収益率 (IRR)
- 10) 環境社会配慮

また、審査にあたり必要な項目の追加を指示する可能性がある。

(3) JICA 本部への事前説明・確認

本業務の成果（協議資料等の中間的な成果を含む。）について借入国政府側の関係省庁・機関に提示する場合には、JICA 本部に事前に説明・確認の上、その内容について承認を得るものとする。借入国政府、特に実施機関との間で調査方針等について意見の相違があり、その克服が困難と思われる場合には速やかに JICA に報告し、対応方針について指示を受けること。

なお、JICA への説明・確認については、対面、オンラインによる会議形式で行うことを原則とし、困難な場合は電子メール等による実施も可とする。打合せ後は、必要に応じて受注者にて打合簿を作成し、監督職員の確認を得る。

(4) 先行調査・既往事業から得られる情報のレビュー及び活用

本業務に先立って以下に列挙する調査、事業が実施されているところ、かかる先行調査・既往事業から得られる情報を最大限に活用し、重複がないよう効率的な調査実施が求められる。プロポーザルにおいて、先行調査・既往事業から得られる情報と本業務で必要な項目について整理し、本業務で調査すべき事項についてその理由と共に提案すること。

先行調査・既往事業一覧（以下、「水資源機構調査」）

- 1) 平成 31 年度 水資源分野における海外社会資本事業への参入促進に関する調査業務（令和 2 年 3 月）

2) 令和2年度 水資源分野における海外社会資本事業への参入促進に関する調査業務（令和3年3月）

（5）調査における地理的な対象範囲

本業務における自然条件調査、事業実施スケジュール（施工計画、工事安全対策等を含む）、環境社会配慮等の検討においては、事業対象となる構造物等を建設・設置する場所（及びその周辺）のみならず、本事業を実施するにあたって必要となり、かつ実施機関により提供されるべき用地（例：土取り場、土砂捨て場、工事用ヤード、工事用道路等の関連インフラ、等）（及びその周辺）についても考慮に含まれることに留意する。

（6）本邦技術の適用／本邦企業の参入促進

本事業に関連する機材、設備、工法等で本邦企業に優位性がある技術について把握し、本事業における本邦技術活用（の可能性）について「第6条 業務の内容」の指示に従い検討する。検討にあたっては本邦技術を適用することによる経済性の向上、工期短縮、環境負荷軽減や工事中及び供用後の安全性向上などの可能性を幅広く検討し、その結果をJICAへ報告し、確認を得るとともに、適用を提案する本邦技術について先方関係官庁・機関と十分に協議・調整を行う。

さらに、本邦企業の事業参入促進にあたっては、関連本邦企業の参入意向に留意しつつ競争性確保を図ることができるよう検討する。

加えて、日本の中小企業を含めた本邦企業が有する技術、製品、アイデアの活用の可能性があれば、プロポーザルで提案する。JICAの中小企業・SDGsビジネス支援事業に関する情報は、以下のJICAのウェブサイト

(https://www.jica.go.jp/priv_partner/activities/sme/index.html) を参照し、過去の採択事業リスト等も参考にする。

（7）環境社会配慮

本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月公布）（以下「JICA環境社会配慮ガイドライン」という。）に掲げるセクター特性、事業特性及び地域特性に鑑みて、環境への望ましくない影響が重大でないと判断されるため、カテゴリBに分類されている。ただし、調査の進捗に伴い、JICA環境社会配慮ガイドラインで定める「影響を及ぼしやすい特性」を持つ内容が含まれる、又は同ガイドラインで定める「影響を受けやすい地域」に該当する、又は事業によって生じる環境社会影響が重大であると判明した場合などは、必要に応じてカテゴリ分類を変更することがある（「JICA環境社会配慮ガイドライン」2.2.7）。この場合には、追加で必要となる業務内容等を含め、契約変更の協議を行う。

本業務においては、JICA環境社会配慮ガイドラインにそって、借入国政府の定める環境社会配慮に係る法令／許認可手続き、世界銀行セーフガードポリシー等を必要に応じて参照しつつ「第6条 業務の内容」に示す業務を行う。

借入国政府の定める環境社会配慮に係る法令／許認可手続きの内、特に重要と思われるものを以下に列挙する。

- 1) 環境影響評価報告書（「AMDAL」）
- 2) 環境管理と監視プログラム（「UKL-UPL」）
- 3) 用地取得・住民移転計画（「LARAP」）

本事業において、借入国の法制度上、上記1)～3)の文書作成が必要かについては調査にて確認し、作成が必要かつ、作成にあたり支援が必要である場合には、業務内容に追加する。その場合、環境影響評価報告書案には、世界銀行セーフガードポリシーOP4.01 Annex Bに記載ある内容を含めることとする。また作成にあたっては「カテゴリB 案件報告書執筆要領（2019年11月）」を参考にする。（同執筆要領は公示の際に貸与資料扱いとし、契約締結後正式に配布扱いとする。）相手国等がスコーピング案と報告書案の段階で、それぞれ事前に十分な情報を公開した上で、ステークホルダー分析を踏まえて現地ステークホルダー協議を行うことを支援し、協議結果を調査結果に反映させる。

また本業務における環境社会配慮において特に留意すべき点は以下の通りである。

- 1) 本事業対象地域の付近（スタミダム上流域）には、保護対象地域に指定されている地域の存在が確認されている。本業務においては、これらの地域の正確な範囲・事業対象地との位置関係・事業による当該地域への影響・保護対象地域に指定されている理由等を把握するとともに、これら地域を通過しない対策案を検討する。ただし、これらを回避できない場合には、JICA 環境社会配慮ガイドラインと世界銀行セーフガードポリシーに則り、保護区内での例外実施にかかる要件の充足を確認し、また、保護が必要とされる貴重種の生息地にあたるかを調査するとともに、必要な緩和策を検討し、環境管理モニタリング等の必要な対応を追加的に契約変更により実施することを検討する。
- 2) 土砂場に係る用地取得・住民移転の有無、排砂トンネル建設に係る区分地上権の補償費用の必要性及び手続きについて十分に調査・確認する。なお、用地取得及び住民移転が発生する場合は、その規模について業務の初期段階で確定させたいうえで、ステークホルダー協議を通じて、補償方針や生計回復支援策の検討を行う必要がある。また、住民移転計画案又は簡易住民移転計画案の作成が必要となる場合には、作成を行う。
- 3) 本事業に伴う、堆砂による下流域への環境社会影響、特に供用時に土砂が流出される排砂トンネル下流部の河道の土砂堆積や生態系を含む自然環境への影響有無、影響がある場合の緩和策等について確認が必要。なお、同じ水系における既存ダムと連携した排砂運用を検討する場合には、これら既存ダムを含めた広範囲の下流域の河道・生態系への影響について影響と緩和策の確認が求められる。検討にあたっては、日本の類似事業の前例なども必要に応じて参照し、影響を最小限に留めることが必要である。

（8）施工時の安全対策について

本事業実施に伴う工事安全上の留意点を整理し（例：安全に配慮した設計、工事安全確保のために必要な作業用地の確保、仮設、交通規制等）、（コンサルティング・サービスを含む）事業費や工期、施工方法の検討に反映する。かかる検討に際しては借入国の建設分野に適用される労働安全衛生法制、及び関連の各種基準を確認すると共に、「JICA 安全標準仕様書（JICA Standard Safety Specification: JSSS）」（2021年2月）を参照すること。JSSSは円借款事業で一般的に発生する工

種や現場の状況における工事安全上の最低限の要求事項を示したものであり、円借款事業の建設工事を伴う契約の一部として使用することが広く推奨される。

なお、同仕様書は一部円借款融資対象契約においては適用することを想定していないが（仏語圏／西語圏、FIDIC 契約約款を用いない契約については不適用）、その内容に鑑み、本事業の実施段階で使用される、されないにかかわらず内容を十分に理解した上で調査を実施すること。

また、借入国側の対応が求められるような事項（用地確保や交通規制等）については、対応をとるべき当事者、調整が必要な関係機関を明らかにして整理・記述する。

なお、本事業は施工時の安全対策上注意が特に必要な案件 3) に該当するため、安全対策が継続して実施されるようモニタリングしていく必要がある。

＜施工時の安全対策上注意が特に必要な案件＞

- 1) 長大橋梁あるいは連続高架：単一橋梁(高架) で延長概ね 1,000m 以上（アプローチ道路も含む）
- 2) 吊橋、斜張橋、エクストラードード橋、または、その他の形式で最大支間長 100m 以上の橋梁
- 3) 特殊な地上・地下・水中工事（トンネル工事、ダム（砂防ダムを含む）、港湾工事、地山開削・河川区域内の締め切り工事、大規模仮設構造物が必要な工事、大規模基礎工事、ケーソン工事等）
- 4) 高所作業を要する工事（地表から概ね 20m 以上の作業）
- 5) 既存の鉄道・道路等公共交通施設に近接する工事及び仮設構造物を一般交通に供する工事
- 6) その他重大事故の可能性のある工事

（9）調査実施段階、及び事業実施段階における治安上の安全対策

当該事業の借入国／事業対象地域は、一般犯罪やテロ等の治安面でのリスクが一定以上あると認識されているところ、調査実施に当たっては JICA 安全対策措置（渡航措置及び行動規範）に従うこと。

さらに、概略設計や事業費の積算等に当たっては、業務主任者は安全対策計画についても責任を負うこととし、JICA から提供される「安全対策ガイダンス」（2019 年 4 月）を参照しつつ、事業実施時に必要となる治安上の安全対策を検討し、別途指定する様式に従い、案件別安全対策検討シート（案）を作成すること

（10）Information and Communication Technology（ICT）技術の活用

建設分野における生産性向上の観点から、建設における ICT 技術の活用が期待される。本業務では、Construction Information Management（CIM）又は Building Information Management（BIM）の導入を検討する。調査設計段階からの 3 次元モデル導入により、設計から施工、維持管理までの一連の業務効率化や、工期短縮・品質向上・安全性向上等が効果として期待されるが、本業務においては、下記の項目における活用が想定される。また、この他にも効果的な活用法がある場合、プロポーザルにて提案する。

CIM/BIM の適用が想定される項目

- 1) 最適代替案を選定する際意思決定を補助する目的でのビジュアル作成
- 2) 概略設計後の完成予想図の作成

加えて、測量・設計・積算等の業務効率化や、工期の短縮、品質・安全性向上等に資する先端技術（例：UAV、航空 LiDAR、衛星 DEM、AI 判読、等）の活用が見込まれる場合には、プロポーザルにて提案する。

（１１）調査データの提出

デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進の観点から、JICA では事業を通じて得られるデータを集約し、効率的・効果的な案件管理・案件形成を目指す方針としている。JICA として集約すべきデータの種類や様式について検討段階にあり、本業務では今後の検討の材料として試行的に調査データの取得を実施する。自然条件調査、需要調査、ベースライン調査等を通じて得られる調査データに関し、位置情報が含まれるデータについては後述する様式に従い JICA に提出する。将来的には調査データの取得に当たっては可能な限り位置情報の取得を求めることを想定しているが、本業務においては、追加的に位置情報を取得する必要はなく、必然的に位置情報が付されるデータを対象とする。なお、調査データの取得に当たっては、当該協力準備調査の実施対象地域の法令におけるデータの所有権及び利用権を確認する。関連する法令が存在しない場合或いは法令の適用有無が判断できない場合、調査実施地域の管轄機関に当該協力準備調査で取得したデータの所有権及び利用権について確認する。確認の結果、JICA が当該データを所有あるいは利用することができるものについてのみ提出すること。

データ格納媒体：CD-R を基本とする。CD-R に格納できないデータについては提出方法を JICA と協議する。

データ形式：KML もしくは GeoJSON 形式とし、ラスターデータに関しては GeoTIFF 形式で提出する。なお、Google Earth Engine を用いて解析を行った場合は、そのコードを最終報告書に合わせ提出する。

（１２）リスク管理シート（Risk Management Framework）について

開発途上国における円借款事業は、実施段階で十分な監理を行っても期限内・予算内に完成しないケースや、事業完成後の便益が当初の想定水準に達しないケースがあり、大型のインフラ事業においてこのような状況がもたらす影響は特に大きい。こうしたケースの発生を未然に防止しつつ、審査段階および実施（案件監理）段階において発生し得る問題への対応策を予め検討しておくためには、案件形成の初期段階において潜在的なリスク要因の特定および対応策の策定を行う必要がある。これを踏まえ、本業務においては JICA が提示する様式を用いて、本事業のリスク及びその対応策を取り纏める。

（１３）「紛争裁定委員会（Dispute Board）マニュアル」（2012年3年）の参照
「紛争裁定委員会（Dispute Board）マニュアル」（2012年3年）を参照し、円借款事業の概要を十分に理解した上で調査を行う。

（１４）ジェンダーの視点に立った取組

当該セクターにおけるジェンダー平等推進の現状（政策・制度等含む）と本業務の関係性等を確認する。調査の実施にあたって実施する各種調査は、可能な限り各項目について男女別のデータを入手し、女性（カウンターパート、事業の受益者、顧客・利用者等）が抱えるニーズや課題を分析したうえで、本業務におけるジェンダー主流化ニーズおよび具体的な対策について確認し、実施することとする。

(15) 国内支援委員会の設置

本事業ではダム堆砂対策、貯水量確保のための運用ルールの改善、連携排砂、維持管理計画等に関する技術面に関し、外部有識者からの助言・意見を聴取するための国内支援委員会を設置する。調査期間中、委員会の委員長等と相談した結果、技術面に関し助言を仰ぐ必要があると判断した場合には同委員会を開催する。

第6条 業務の内容

(1) 業務計画書の作成・提出

業務計画書を共通仕様書第6条に従い作成し、JICAに提出する。

(2) インセプション・レポートの作成・協議

- 1) 借入国政府からの要請関連資料及び既存調査結果等の内容を確認した上で、調査全体の方針・方法及び作業計画を検討し、全体調査計画を策定する。特に先行調査における課題点や更新が必要な箇所を整理し、借入国政府側にて検討・調整が必要な事項、現地でさらに収集する必要がある資料、情報、データをリストアップし、全体調査計画に反映する。
- 2) 上記の作業を踏まえて、インセプション・レポートを作成し、JICAに事前確認を求める
- 3) 現地調査の冒頭に、インセプション・レポートに基づき、実施機関、関係省庁・機関に対し、調査方針、調査計画、便宜供与依頼事項等を説明し、内容を協議・確認する。

(3) 水資源・防災セクターの開発の現状と課題

過去の調査結果及びインドネシア側が提供するデータをもとに、以下の点を確認する。

1) 水資源・防災セクターの開発の現状と課題

- ① インドネシア自然・社会概況（自然条件、社会経済状況、環境社会配慮）
- ② インドネシア水資源・防災セクターの概況
- ③ インドネシア全土の水資源・防災セクターの現状・課題
- ④ 対象地域における水資源・防災セクターの現状・課題

2) 水資源・防災セクターの上位計画・関連法令

- ① インドネシア全土の長期計画、開発政策
- ② インドネシア全土の水資源・防災セクターにおける方針・計画（優先順位・実態との整合性等を含む）
- ③ 対象地域の水資源・防災セクターにおける方針・計画（優先順位・実態との整合性等を含む）
- ④ 技術協力「ブランタス川・ムシ川における気候変動の影響評価及び水資源管理計画への統合プロジェクト」（2013年～2019年）で支援した水資源管理計画および上記計画等における本事業の位置付け

3) 他の援助機関の対応

他ドナーの支援状況を確認する。特に対象地域付近で事業（「Dam Operational Improvement and Safety Project Phase 2」）を実施している世界銀行については、インタビューを行い、先方政府の支援方針、支援内容・対象地

域、実績、過去案件からの効果、教訓、提言等を確認する。特に同事業の成果であるダム運用ルールの改善については本事業への活用を検討し提案すること。また今後の実施計画を確認する。その他のドナーについても必要に応じてインタビューを行い、情報収集を行う。

(4) 自然条件調査、対象地域の現地調査及びその他調査の実施

概略設計、施工計画、積算について必要な精度を確保し、また事業により新設・拡張・附帯される施設・設備が自然・社会・生活環境に及ぼす影響を適切に予測し、その影響を回避／最小化する設計・施工を検討するため、以下に示す自然条件調査等を行う。なお、気候変動の影響を考慮することとする。既存のデータを最大限活用することとし、既存データが存在しない、及び既存データでは十分な情報が得られない際は下記に該当する調査を行う。本業務については、現地再委託にて実施することを認める。

具体的な自然条件調査等の細目（調査項目、調査内容、仕様、数量、所用期間等）については、下記において特段の指定がない限り、コンサルタントがプロポーザルで提案することとする。なお、上記項目以外に必要なと判断される自然条件等の調査が考えられる場合は、併せてプロポーザルで提案することとする。

- 1) 気象調査
- 2) 水理・水文調査
- 3) 地形測量
- 4) 地質調査
- 5) 堆砂調査
- 6) 堆砂による影響評価
- 7) 土砂場用地の必要性の確認

また、対象地域であるスタミダム及びその周辺、並びにスタミダム上下流の自然条件（水文・水理、河道特性、地形・地質、植生等）、社会条件（土地利用等）、堆砂の状況、既存構造物（ダム等）を確認するために、以下の調査を実施する。併せて、スタミダム含むブランタス川流域に位置する8基のダム群の水利用、運用実績などのデータ・情報収集も実施する。

- 1) スタミダム及びその周辺の自然・社会環境条件調査、気候変動による降水量および河口潮位の増減等の見通しに関する情報収集・整理
- 2) スタミダム上流域の土砂生産源調査
- 3) ダムの堆砂を踏まえた堆砂対策のための地質調査（ボーリング調査、各種材料試験等の実施）
- 4) 地形測量
- 5) 河床材料調査
- 6) 土木構造物建設材料調査
- 7) 濁度調査（平常時、出水時；ダム貯水池内及びダム下流）
- 8) 既存取水施設周辺堆砂状況調査
- 9) ブランタス川流域全体の地形調査

(5) ブランタス川流域における治水、利水、土砂管理に関する現状・課題の整理とスタミダム堆砂対策の必要性の整理

- ① 治水に関する現状と課題（洪水調節）

ブランタス川の主要地点の河道特性、流下能力、既存計画の流量配分、既存構造物等の情報等から治水に関する現状と課題を整理する。また、対策を実施しなかった場合および実施した場合を比較した上で、整理する。

② 利水に関する現状と課題（農業・灌漑、生活用水、電力（水力発電））

当流域における、現在と将来の水需要、過去の渇水被害・取水制限等の水利用の状況や利水計画等から利水に関する現状と課題を整理する。また、対策を実施しなかった場合および実施した場合の定量的効果、定性的効果を比較した上で、整理する。

③ 土砂管理に関する現状と課題

（ダムへの土砂管理に関する現状と課題）

スタミダムを含む、ブランタス川流域の8基のダム群の堆砂量、堆砂率など堆砂の経年変化、スタミダム貯水池の土砂動態解析による貯水池内の土砂動態把握、維持管理の実態等によりダムの土砂管理に関する現状と課題を整理する。

（河道の土砂管理に関する現状と課題）

ブランタス川の河床高の経年変化、ブランタス川河口の海岸域における土砂に関する情報、河床変動計算による将来予測、維持管理の実態などから河道の土砂管理に関する現状と課題を整理する。

（流域全体の土砂管理の現状と課題）

流域全体の生産土砂量の算定し、対策を実施しなかった場合および実施した場合の土砂収支バランスを整理する。流域保全対策等の対策の実施状況、既存の計画等も踏まえて流域全体の土砂管理に関する現状と課題を整理する。

④ スタミダム堆砂対策の必要性の整理

上記①から③を踏まえ、ブランタス川流域における治水、利水、土砂管理に関する現状と課題をもとに、本事業を実施した場合と実施しない場合を比較した上で、分野毎に定量的に説明し、インドネシアに提示するスタミダム堆砂対策案の必要性・意義について整理を行う。なお、対策の必要性・意義は、流域の住民、企業、関係機関等が理解できるように分かりやすく整理する。

（6）堆砂対策の検討とブランタス川流域の総合土砂管理計画の立案

1) 土砂管理目標の設定

当流域の主要地点における土砂管理目標を検討し設定する。スタミダム貯水池での土砂管理目標量は対策案選定時の基準とし、土砂管理目標設定（場所・量）は運用後のモニタリングポイントとして参照する。

2) スタミダムにおける堆砂対策検討

水資源機構調査では、排砂バイパストンネルによる対策として、堤体直上流設置案（以下、A案：スルーシング案）、貯水池上流設置案（以下、B案：バイパス案）を検討している。

① スタミダム最適運用の検討

水資源機構調査で検討した堆砂状況並びに治水・利水の運用方法をレビューし、スタミダムの最適操作規則を検討する。

② 貯水池土砂動態解析による対策検討

貯水池土砂動態解析により、対策案（A案：スルーシング案、B案：バイパス案）の排砂量、排砂トンネル運用方法の検討、それぞれの将来的な貯水池堆砂抑制効果等を解析する。

③ 代替案の比較検討と最適事業案の決定

スタミダムにおける堆砂対策として、上記各種調査や水資源機構調査等のレビューから得られた情報に基づき、経済性、施工性、維持管理、環境社会面の影響の回避・最小化等の観点から、「プロジェクトを実施しない」案も含め、必要な代替案の検討を行う（下記において特に指定のある事項については必ず代替案の検討を行うものとするが、これらの組合せや、それ以外でも検討すべき事項があれば、それらについても代替案の検討を行うこと）。

代替案検討が求められる項目

- i 浚渫案
 - ii A案：スルーシング案
 - iii B案：バイパス案
- IV 流域保全対策等の土砂流入抑制対策案

複数案について、インドネシア側の意向を踏まえ、効果、費用、環境社会配慮、採用工法、維持管理面、下流ダム・堰等の構造物や河道への影響、下流ダムとの連携排砂の可能性等において総合的に比較検討及びリスク分析/妥当性検証を行う。それに基づきインドネシア側と協議を行い、スタミダムの最適事業案を決定する。また、各代替案において複数の選択肢がある場合は、その選定も実施する。

なお、比較検討においてはストック及びフローの堆砂への効果も含めて検討し、「第5条実施方針及び留意事項（2）審査の重点項目」にも留意する。

3) スタミダム以外のダム群の堆砂対策の概略検討

スタミダムの堆砂対策を踏まえ、スタミダム以外のダム群を対象として、運用ルール改善（スタミダム下流ダムの連携排砂含む）や流域保全対策等の土砂流入抑制対策、浚渫等の土砂対策案を比較検討し、ストック及びフローの堆砂への効果も含めて、堆砂対策の概略検討を行う。なお、浚渫作業は予算確保含むPJT1の実施能力も確認すること。

4) 河道土砂対策検討

河床変動計算によりダム堆砂対策による将来の河床変動状況を予測した上で、ダム堆砂対策後の河道の課題・対策（維持管理方法等）を整理する。

5) 流域総合土砂管理計画の検討

上記で検討した土砂管理目標、スタミダム堆砂対策、スタミダム以外のダム群の堆砂対策、河道土砂対策を取りまとめ、ダム操作・管理、モニタリング計画、維持管理計画、人材配置・育成計画も含めた総合土砂管理計画を立案する。なお、土砂管理に関するマスタープランをレビューしたうえで、堆砂対策を同マスタープランに位置づけることとする。

6) 本邦技術の活用

上記2)～5)の検討にあたっては、日本が国際的に比較優位を有する先進的な技術、ノウハウ、価格、実績等を、本邦企業にもヒアリングした上で、本事業において当該技術等を活用することにより、十分な事業効果が期待できるものに

つき検討・提案を行う。なお、検討にあたっては、他国等の工法との比較優位性や当該技術適用による他国等の工法適用による価格優位性（費用対効果）も検討する。

7) 掘削土砂有効活用検討

堆砂対策や河道掘削の実施により発生する掘削土砂につき、他工事での利用、建設骨材への利用等、活用の可能性を検討する。

8) 気候変動対策

事業対象地域において洪水や干ばつ等の気候変動の負の影響が見られる場合、本事業を実施することにより、洪水対策及び安定的な生活用水の確保に寄与すると考えられるため、本事業は適応策に資する可能性がある。また、ダムの有効容量の減少により、水力発電による発電量に影響を及ぼす場合、既存ダム群の機能を回復することにより発電効率の向上が期待されるため、本事業は緩和策に資する可能性があることから、以下の点について調査する。

①緩和策：「JICA 気候変動対策支援ツール(JICA Climate-FIT)（緩和策）」を参考に、本事業を通じた温室効果ガス削減量を推計し、バックデータ（デフォルト値以外のデータの出典も含む）と共に調査する（GHG 排出削減量は、本事業を通じて水力発電の発電量が増加した結果、火力発電による発電量を代替した分を想定する）。

②適応策：「気候変動対策支援ツール（適応策）」の pp.1～39「気候リスク評価の実施」、pp.45～47「上水道分野の気候リスクの概要・考え方」、pp.51～52「防災分野の気候リスクの概要・考え方」等を参照の上、可能な範囲で、気候リスク（ハザード、曝露、脆弱性）を評価し、本事業が適応策に資するか判断いただいた上で、必要に応じて追加的な適応オプションを検討する。

【緩和】

https://www.jica.go.jp/activities/issues/climate/mitigation_j.html

【適応】

https://www.jica.go.jp/activities/issues/climate/adaptation_j.html

なお、技術協力「ブランタス川・ムシ川における気候変動の影響評価及び水資源管理計画への統合プロジェクト」（2013～2019年）で解析を行った気候変動の影響評価、水資源管理計画を参照する。インドネシアにおける気候変動対策の現状等を整理し、対策工やダム運用改善等の具体策を検討の上、気候変動の影響を治水対策や利水対策にどのように考慮するかを検討・協議する。

(7) 概略設計

上記各種調査や先行調査等のレビュー、代替案の検討を踏まえ、スタミダムの最適事業案として決定した排砂施設等の概略設計を行う。なお、概略設計実施にあたっては、当該事業に係る設計方針を提案し、JICA 本部へ協議・承認を得るとともに、先方実施機関からの合意を得る。

また、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」（2009年3月版）を参照して設計総括表を作成し、JICAに対し適用すべき諸基準等の設計条件を説明し、確認を取る。

（8）事業実施計画の策定

1）施工計画

建設工法、施工手順、排水等の仮設備計画、及び資機材等の調達方法・輸送ルート・手段及び施工に必要な工事用道路、ストックヤード等の用地取得計画を施工計画にて提案する。施工計画の策定に当たっては、可能性のある施工ヤード、資機材の搬出入方法、掘削土の搬出・処分方法などの調査結果も踏まえる。

また、想定される事業地の周辺の既存道の状況を踏まえ、工事用道路としての使用可能性に配慮して、必要に応じて周辺既存道路の改修計画も考慮する。

2）建設期間中の交通管理計画及び安全管理計画

安全対策に係る借入国の法令及び「JICA 安全標準仕様書（JICA Standard Safety Specification: JSSS）」（2021年2月）を確認の上、工事安全対策並びに事業地周辺の交通への負荷を考慮した交通管理計画の予備検討を実施する。また、治安上の安全対策として必要な経費が発生する可能性がある場合は JICA から提供される「安全対策ガイダンス」（2019年4月）を参照しつつ、事業費に計上する。

3）特殊工法、調達方法に影響する可能性のある工法

特殊工法、調達方法に影響する可能性のある工法がある場合には、施工計画の中で明確にする。

4）必要な資機材の調達事情

事業で使用する主な資機材について、借入国、隣接国又は第三国での調達可能性を整理する。

5）資機材調達計画

本事業で調達する主な資機材について、最も合理的な調達先を整理し、資機材調達計画を策定する（施工段階での陸上・海上輸送計画、維持管理段階で必要となる部材・パーツ・機材の調達計画を含む。）。

6）事業実施スケジュールの策定

施工計画、資機材調達計画、相手国政府の手続きや用地取得等を踏まえて、月単位のバーチャート形式のスケジュールを策定する。また、施工・調達にあたって重要な項目及び環境社会配慮や森林・耕作地（休耕地を含む）、使用許可、用地取得等の外部条件を調査・整理して、バーチャート上に示す。その際には、施工にあたって必要となる資機材の仮置き場及び工事用地の確保、施工に必要な工事用道路構築等に要する期間について適切に反映する。

（9）本邦技術の活用可能性の検討

1）事業における技術的ニーズ

本事業に要請される技術的なニーズ（施工性、維持管理性、必用に応じて耐震性・耐風性など）を整理する。

2）活用可能な本邦技術・工法

本邦技術・工法について、効果、機能、本邦の優位性、取扱い本邦企業、海外での活用実績、類似技術を整理する。また、競合国企業の技術レベル、施工実績等も整理する。

なお、本邦企業に優位性があると考えられる技術として以下を想定するが、提案を求める技術を以下に限る趣旨ではない。

・貯水池を運用しながら（貯水位を維持したまま）のトンネル掘削のための仮締切工

- ・トンネルの高速施工
- ・圧力式トンネルの覆工・セグメント構造
- ・立坑（トンネル・ゲート）の構造、高速施工
- ・土砂を流下させる工法についての「水路摩耗対策」や「ゲートの土砂対策」
- ・維持管理、施工面で優位なゲートの材質

3) 借入国が活用を希望する本邦技術・工法

借入国が活用を希望する本邦技術・工法について、効果、機能、本邦の優位性、取扱い本邦企業、海外での活用実績、類似技術を整理する。

4) 本事業で適用されるべき本邦技術・工法

上記検討、及び先方関係省庁・機関の意向を踏まえ、本事業で適用されるべき本邦技術・工法について、提案する。また、当該技術・工法の活用に必要な事前資格審査（PQ）要件や入札書類への反映方法についても併せて提案する。

（10）事業費の積算

事業費については、以下に従って積算する。

1) 事業費項目

概略事業費の積算に当たっては、基本的に以下の項目に分けて積算を行う。なお、報告書には事業費の総表を記載することとし、個別具体的な積算結果は、報告書には記載せず、別途 JICA に提出する。このうち、下線部についてはその算出方法等を JICA から指示することがある。

(ア) 本体事業費

(イ) 本体事業費に関するプライスエスカレーション

(ウ) 本体事業費に関する予備費

(エ) 建中金利

(オ) フロントエンドフィー

(カ) コンサルタント費（プライスエスカレーションと予備費を含む）

(キ) その他 1（融資非適格項目）

- ① 用地補償等
- ② 関税・税金
- ③ 事業実施者の一般管理費
- ④ 他機関建中金利

(ク) その他 2（融資非適格項目※）

- ① 完成後の委託保守費
- ② 初期運転資金
- ③ 研修・トレーニング費用、広報・啓蒙活動等に要する費用

※案件の性質によっては融資適格項目とすることが可能。

2) 事業費の算出様式

事業については、別途 JICA から提供されるコスト積算支援システム（Excel ファイル）の様式にて提出する。なお、同様式については、事業費を事業実施期間の各暦年へ割り振った形式となっている。なお、コスト積算支援ツールの動作環境は、64bit 版 Windows OS (Windows 10 以上) を推奨している（Macintosh は推奨しない）。

3) 準拠ガイドライン

積算に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）（2009年3月版）」を参照する。

4) 積算総括表

積算に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」を参照して積算総括表を作成し、JICA に対しその内容を説明し、確認を取ることとする。

5) 直接工事費・諸経費の内訳

直接工事費の内訳（Bill of Quantity: BQ）、諸経費（共通仮設費、現場管理費、一般管理費等）の内訳について、算定根拠（バックデータ、適用した積算基準等）とともに JICA に提出する。

なお、直接工事費の内訳（Bill of Quantity: BQ）は、予備設計レベル（百番台）と同等以上に細分化すること。

また、諸経費（共通仮設費、現場管理費、一般管理費等）については、率計上分に加えて、積上げ計上分も含むものとする（積上げ計上については、具体的に計上した費目が分かるように明記すること。）。

6) 概略事業費にかかるコスト縮減の検討

概略事業費の算出に当たっては、事業目的の達成を前提としてコスト縮減の可能性がある事項を整理し、コスト縮減策をとることができる場合の制約条件とその効果にかかる検討結果を別途 JICA が指示する様式にとりまとめ、提出する。特に主要な本邦技術・工法については、従来技術・工法とのコスト比較は必須とする。

7) 類似事業との概略事業費等の比較

事業費については、その妥当性を確認するため、他ドナーや借入国政府等が実施した類似事業について以下を含む情報を入手し、比較表及び参考となる写真を添付して「事業費等の比較資料」（様式の指定なし）を簡便に作成し、概略事業費の妥当性を示す資料として報告書には記載せずに別途 JICA に提出する。

- ・ 実施時期
- ・ 事業費（総事業費（当初見積額・実績額）及び内訳）
- ・ 設計条件・仕様
- ・ 入札方法（PQ 基準、国際入札／国内入札等）
- ・ 契約条件（総価方式／BQ 方式、支払条件（履行保証の有無等）等）
- ・ 施工監理方法（品質管理、工程管理、安全管理・保安対策等）

(11) 調達計画の策定

概略設計、施工計画に基づき、調達すべき資機材の数量を算出する。また、将来のコントラクター応札の観点から契約形態に相応しいパッケージ分けを検討し、パッケージごとに外貨・内貨の内訳を設定根拠とともに明らかにする。検討にあたっては「円借款事業の調達およびコンサルタント雇用ガイドライン（2012年4月）」、及び各種標準入札書類の内容を踏まえること。なお、下記2)～4)の内容については報告書には記載せず、別途 JICA に提出する。

1) 借入国における当該類似事業の調達事情

- ・ 当該事業で実施される類似の工事／設備導入にかかる入札と契約にかかる一般事情
- ・ 現地施工業者の一般事情（施工実績、保有する建設機械等）

- ・ 現地コンサルタントの一般事情（詳細設計、入札補助、施工監理における経験・能力）
- 2) 入札手法、契約条件の設定
 - ・ 調達方式
 - ・ 契約約款
 - ・ 契約条件書等の設定の基本方針
 - ・ 適用する JICA 標準入札書類 等
- 3) コンサルタントの選定方法案
 - ・ ショートリストの策定方法
 - ・ コンサルタントのプロポーザル選定方法（QCBS/QBS）等
- 4) 施工業者の選定方針案
 - ・ PQ 条件の設定
 - ・ 入札パッケージ（発注規模、工種別の発注等）の考え方
 - ・ Local Competitive Bidding（LCB）の採否 等

（1 2）事業実施体制の検討

- 1) 実施機関の体制（組織面）
実施機関の法的位置づけ、業務分掌、組織構造、人員体制などを整理する。
- 2) 実施機関の体制（財務・予算面）
実施機関の財務状況、予算の実績・見通しを整理する。
- 3) 実施機関の体制（技術面）
実施機関が保有する技術者、技術基準、研修、機材などを整理する。
- 4) 実施機関の類似事業の実績
実施機関が事業主体となった同規模の事業の実績（実施中を含む）・課題を整理する。
- 5) 実施段階における技術支援の必要性
事業実施体制について、上記 1)～4) における課題及び必要となる制度、手続きなどについて整理し、留意すべき事項・ボトルネックの解消に当たっては、技術的な支援の必要性について検討し、提案する。

（1 3）運営／維持・管理体制

- 1) 運営・維持管理機関の体制（組織面）
運営・維持管理機関の法的位置づけ、業務分掌、組織構造、人員体制などを整理する。
- 2) 運営・維持管理機関の体制（財務・予算面）
運営・維持管理機関の財務状況を（公社等の場合は）財務諸表の分析、（省庁等の場合は）予算実績や開発計画における見通し等を通じて整理することで、運営・維持管理体制の財務的持続性を確認する。
- 3) 運営・維持管理機関の体制（技術面）
運営・維持管理機関が保有する技術者、技術基準、研修、機材などを整理する。
- 4) 運営・維持管理機関の運営・維持の実績
運営・維持管理機関が運営・維持している施設の名称、規模、立地地域などを整理する。
- 5) 運営・維持管理段階における技術支援の必要性

運営・維持管理体制について、上記1)～4)における課題及び必要となる制度、手続きなどについて整理し、留意すべき事項・ボトルネックの解消に当たっては、技術的な支援の必要性について検討し、提案する。

(14) 実施機関負担事項の確認

1) 用地の取得・確保（作業用地、土取り場、土捨て場等を含む）

工事実施に必要な用地について、所有者、規模、位置、アクセス方法、取得完了予定時期、実施機関の責任・役割を整理する。また、作業用地、土取り場、土捨て場については、位置、規模の概略を確定する。

2) 住民移転

住民移転について、地籍図を基に合法・非合法別の移転規模、移転完了時期、実施機関の責任・役割を整理する。

3) 支障物移設

支障物移設について、支障物の種類ごとに移設完了時期（移設に必要な期間）、占有物件管理者・実施機関の責任・役割を整理する。

4) 事業実施に必要な許認可

事業実施に必要な許認可について、許認可権者、許認可取得に要する期間、実施機関の責任・役割を整理する。

5) 工事実施上の規制（工事安全、環境等を含む）

工事実施上の規制について、規制権者、実施機関との関係を整理する。

(15) 環境社会配慮に係る調査

「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月）（以下、「JICA 環境社会配慮ガイドライン」）に基づき、環境社会配慮面も含めた代替案の比較検討を行い、重要な環境影響項目の予測・評価、緩和策、モニタリング計画案の作成を行う。報告書の作成においては、「カテゴリ B 案件報告書執筆要領（2019年11月）」に基づくこととする。また、相手国等（関係官庁・機関）と協議の上、調査結果を整理する形で、JICA 環境社会配慮ガイドライン（2010年4月）〈参考資料〉の環境チェックリスト案を作成する。

環境社会配慮に関する主な調査項目は、以下のとおり。本業務については、現地の事情に精通していることが必須であるため現地再委託にて実施することを認める。

1) ベースとなる環境社会の状況の確認

汚染対策項目、自然環境、自然保護・文化遺産保護の指定地域、土地利用、先住民族の生活区域及び非自発的住民移転・用地取得等を含む社会経済状況等に関する情報収集。特に汚染対策等に関しては、現地での測定に基づくデータの収集を含む。また、隣接する地域で環境社会配慮調査が過去に実施されている場合には、既存のデータも参照しつつ必要な情報・データを収集すること。

2) 借入国政府の環境社会配慮制度・組織の確認

- ・ 環境配慮（環境影響評価、情報公開等）に関連する法令や基準等
- ・ 当国の制度における手続きや所要期間
- ・ 「JICA 環境社会配慮ガイドライン」との乖離及びその解消方法
- ・ 関係機関の役割環境社会配慮（EIAの実施、環境影響評価、住民移転、住民参加、情報公開等）に関連する法令や基準（各種環境基準・排出基準、規制・河川法など）等

- 3) スコーピング（検討すべき代替案と重要な及び重要と思われる評価項目の範囲並びに調査方法について決定すること）の実施
- 4) 影響の予測（基本的に定量的予測を含む）
- 5) 影響の評価及び代替案（「プロジェクトを実施しない」案を含む）の比較検討
- 6) 緩和策（回避・最小化・代償）の検討
- 7) 環境管理計画（案）・モニタリング計画（実施体制、方法、費用、「モニタリングフォーム等」（案）の作成
- 8) 予算、財源、実施体制の明確化
- 9) ステークホルダー分析の実施とステークホルダー協議の開催支援（実施目的、参加者、協議方法・内容等の検討。女性、こども、老人、貧困層、少数民族等社会的な弱者については、一般に様々な環境影響や社会的影響を受けやすい一方で、社会における意思決定プロセスへのアクセスが弱いことに留意し、適切な配慮がされるよう支援する。

なお、「第6条 事業の内容（6）堆砂対策の検討とプランタス川流域の総合土砂管理計画の立案」を踏まえ、これまで予見していない環境社会影響が発生する場合は速やかに JICA に報告の上、上記の対応を取ることとする。

（16）用地取得・住民移転にかかる計画案の作成

JICA 環境社会配慮ガイドライン（2010 年 4 月）及び世界銀行セーフガードポリシーに基づき、大規模ではないが住民移転が生じる場合、若しくは用地取得が生じる場合には簡易住民移転計画案の作成を行う。簡易住民移転計画案に含まれるべき内容は、以下 1)～12) のとおり。具体的な作成手順・調査内容・方法については、世界銀行 Involuntary Resettlement Source Book Planning and Implementation in Development Projects も参照する。また、報告書の作成においては、「カテゴリ B 案件報告書執筆要領（2019 年 11 月）」に基づくこととする。簡易住民移転計画案を策定するために実施した、社会経済調査（人口センサス調査、財産・用地調査、家計・生活調査）、再取得価格調査、生活再建対策ニーズ調査等の関連調査結果も JICA へ提出する。

本事業のためにすでに用地取得あるいは住民移転が行われた土地がある場合、その過程での住民協議方法や補償水準について確認の上、JICA 環境社会配慮ガイドライン（2010 年 4 月）と乖離がある場合、その解消策を提案する。

なお、本業務については、現地の事情に精通していることが必須であるため現地再委託にて実施することを認める。

- 1) 用地取得・住民移転（所有する土地や構造物への影響により主たる生計手段を失う経済的移転を含む）・樹木や作物の伐採等の必要性
- 2) 事業対象地の全占有者を対象とした人口センサス調査、地籍・財産・用地調査結果
- 3) 事業対象地の占有者の最低 20%を対象とした家計・生活調査結果
- 4) 損失資産の補償及び生活再建対策の受給権者要件
- 5) 再取得価格調査を踏まえた、再取得費用に基づく損失資産の補償手続き
- 6) 生活再建対策ニーズ調査結果を踏まえた、移転前と比べ、受給権者の家計・生活水準を改善、少なくとも回復させるための生活再建対策
- 7) 苦情処理を担う組織の権限及び苦情処理手続き

- 8) 住民移転に責任を有する機関（実施機関、地方自治体、コンサルタント、NGO等）の特定及びその責務
- 9) 損失資産の補償支払完了後、物理的な移転を開始させる実施スケジュール
- 10) 費用と財源
- 11) 実施機関によるモニタリング体制、モニタリングフォーム
- 12) 社会的弱者や移転先住民にも十分配慮した形で、住民移転の計画立案から実施を通じて住民参加を確保するための戦略を作成する。当該戦略には、ステークホルダー分析、初期設計代替案に関する住民協議、社会経済調査を通じた個別世帯への事業説明、鍵となる人物へのインタビュー、社会的弱者等とのフォーカスグループディスカッション、補償方針を含めた住民移転計画案に関する住民協議、移転情報冊子の配布、移転住民の参加を確保した実施・モニタリング体制が含まれることが望ましい。なお、案件形成段階の住民参加を確保するための戦略については、実際に、住民説明・協議の開催支援を行う。また、住民説明・協議を開催した場合は議事録を作成し、得られた意見については住民移転計画へ如何に反映したかも記載する。

なお、「第6条 事業の内容（6）堆砂対策の検討とプランタス川流域の総合土砂管理計画の立案」を踏まえ、これまで予見していない用地取得が発生する場合は速やかにJICAに報告の上、上記の対応を取ることとする。

（17）ジェンダー視点に立った調査と計画策定

1) 現状把握

事業対象地域のジェンダーに関連する社会規範・慣習を踏まえ、本事業で想定する裨益者の男女で異なるニーズや課題等について調査する。また、実施機関における女性の雇用促進や管理職割合、技術者育成等のジェンダーに係る方針を確認するとともに、他ドナー実施分も含む類似事業における労働者の女性割合の現状、ジェンダー視点に係る施策の有無・内容等を調査する。

2) 上記1)を踏まえた実施機関との協議

上記1)の調査実施後、実施機関との協議を行い、ジェンダー課題やニーズに対応するための取組み（本事業におけるジェンダー視点に立った設計・仕様・取組の反映、本体工事における非熟練／熟練労働者雇用に占める女性割合の設定、同一賃金の徹底、女性労働者用ファシリティの設置、等）の事業内容への反映を検討する。加えて、住民説明会におけるジェンダーバランスの担保、男女双方からのヒアリングを通じた対象地域被影響住民の適切な把握、寡婦世帯・女性世帯主世帯など特に脆弱な状況におかれた世帯への特別保証措置等の方策につき、検討する。

具体的な検討に際してのステップは以下の通り。

- ① 本事業の枠組みの中でジェンダー課題を解消するための設計・仕様・取組を特定・設定する。
- ② ジェンダー視点に立ったアウトプット（運用・効果）設定の必要性を検討する。
- ③ ジェンダー視点に立った設計・仕様・取組を担保し測定するための運用・効果指標を設定する。

また、Gender Assessment Report等の提出を要請された場合には、実施機関による資料作成や質疑応答等の業務支援を行う。

(18) 免税措置の確認

当国での先行する円借款事業における免税対応も参考に、本事業における当国の免税措置について、当国の法制度を参照しつつ、確認する。

(19) 本事業実施にあたっての留意事項の整理

本事業を円借款事業として実施する場合、その円滑な実施に直接的な影響を与えると考えられる留意事項を整理する。なお、プロジェクト実施に際しての以下の項目を含む調達方法のあり方については、考え方を整理して、「調査関連資料」として、別途 JICA に提出する。

- 1) インドネシア国における当該類似業務の調達事情
 - 一般土木・建築工事の入札と契約にかかる一般事情
 - 現地コンサルタント（詳細設計、施工監理）の一般状況
 - 現地施工業者の情報
- 2) 入札手法、契約条件の設定
 - 契約、契約条件書等の設定の基本方針等
- 3) コンサルタントの選定方法
 - International Consultants の採否等
- 4) 施工業者の選定方針
 - PQ : Pre-Qualification 条件の設定
 - LCB : Local Competitive Bidding の採否
 - 入札パッケージ（発注規模、工種別の発注等）の考え方等
- 5) 事業実施上の留意事項の整理
 - 既存運営事業者との調整
 - HIV 対策
 - 軍事利用の回避 等

(20) コンサルティング・サービス

上記一連の調査内容を踏まえ、事業実施に際して必要となるコンサルティング・サービス（詳細設計、入札補助、施工監理、技術移転等）の内容とその規模（業務人月）について提案する（コンサルタント TOR（案）の作成を含む）。提案内容については報告書には記載せず、別途 JICA に提出する。

(21) 事業効果の検討

本事業によって得られる効果を定量的効果、定性的効果に分けて評価する。なお、内部収益率（IRR）の算出は、別途 JICA から提供される IRR マニュアルを参考とする。（同マニュアルは公示の際に貸与資料扱いとし、契約締結後正式に配布扱いとする。）また、上記「（5）ブランタス川流域における治水、利水、土砂管理に関する現状・課題の整理とスタミダム堆砂対策の必要性の整理」で検討した内容については定量的な数字を用いて事業の効果を説明する。

1) 定量的効果

① 内部収益率（IRR）

本事業の資金計画等に基づき、経済的内部収益率（EIRR）を算出する。また調査対象事業が将来的に料金収入を伴う場合、財務的内部収益率（FIRR）も併せて算出する。算出に当たっては JICA から提供される「IRR（内部収益率）算出マニュアル」に準拠すること。なお、IRR 算出

にかかる以下の詳細については報告書には記載せず、別途 JICA に提出する。

- ・ 計算根拠（算出にあたっての仮定・前提、単価の設定根拠等を含む）
- ・ 算出に使用した計算シート（Microsoft Excel の電子データ）

② 運用・効果指標

「資金協力事業 開発課題別の指標例（JICA、2021年2月）」を参照しつつ、運用・効果指標を設定し、基準値と共に事業完成の2年後をめどとした目標値の設定、データ入手手段の提案、評価にあたっての留意事項の整理を行う。なお、本事業における運用・効果指標としては下記を想定するが、灌漑、生活用水、発電、洪水調整等の観点を踏まえ、その他にも有益な指標があれば適宜提案すること。

- ・ 年間総流入量
- ・ 取水量
- ・ 給水量
- ・ 堆砂量

2) 定性的効果

本事業によって得られる定性的効果を明確な根拠と共に、可能な限り具体的に提案する。その際、可能であれば本事業の実施によって得られる本邦企業（本事業における受注企業以外）への裨益効果についても検討する（例：借入国に進出している本邦製造企業にもたらされる便益、等）。

(2 2) 本邦企業説明会の実施

本事業に関する本邦企業説明会開催に当たって、資料案を作成のうえ、JICA 本部の確認・承認を得る。また、JICA 本部の指示のもとで必要に応じて企業説明会実施にかかる運営事務（案内、議事録作成、企業等への連絡・調整等）や説明会会場における質疑対応等を行う。会場は原則、JICA の施設を利用する。

なお、想定される本邦企業説明会の概要は以下のとおりです。

目的：本邦企業に対する事業説明と参画意向の確認

実施時期：「第7条 成果品等」に規定するドラフト・ファイナル・レポートの提出前（2022年9月頃を想定）

回数：参加企業の予定に合わせて1—3回

規模・参加者：水資源協議会の委員となっている業界団体に所属する企業等を中心に本事業に関心を有すると思われる企業複数社

(2 3) ダム再生等の技術紹介に係る現地セミナー及び本邦招へいの実施支援

ダム再生・保守管理等にかかる我が国の技術紹介等を目的として、JICA による現地セミナー（1日×2回、50人程度の参加を想定）および本邦招聘（1週間程度×1回、参加者5名を上限）の実施支援を行う。

コンサルタントは、本邦招聘の実施支援策を別見積もりとして費用をプロポーザルに計上すること。経費の取扱いについては「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン」を参照し、当該契約には受入業務、監理業務、実施業務のうち、実施業務のみを含むものとする。

(2 4) COVID-19 による影響に配慮した計画策定

コロナ対策に関する現地の法令・ガイダンス等を調査し、これらを踏まえて、下記の通りコスト積算、実施スケジュール、コンサルタント TOR 等に反映する。

- ① コスト積算：現地の法令・ガイダンスや対外公表されている建設現場におけるコロナ対策を参考に、必要となるコロナ対策費を積算に含める。また、事業実施中の感染拡大状況の変化に対応するための暫定金額を計上する。
- ② 実施スケジュール、コンサルタント TOR・MM 策定：上記法令等を踏まえて、現実的なスケジュールならびに必要な TOR を作成する。

③ 国内支援委員会への支援

1) 国内支援委員会の開催時期¹

開催時期については調査期間中、技術面に関し国内支援の委員会からの助言・意見を受けた方が良いと委員会の委員長、受注者、発注者にて判断した場合に開催する。

2) 国内支援委員会の運営事務等

受注者は同委員会開催にあたり、案内、議事録作成等、運営事務を行うものとする。また、同委員会において、受注者から技術面や調査方針等について説明を行い、委員からの助言・意見を受け、発注者と協議のうえ、必要に応じて調査・事業計画に反映する。なお、委員の出席に係る謝金や車代の支払い等は発注者にて行う。

3) 現地視察支援

委員会において現地視察が必要だと判断された場合には、現地での視察スケジュールの作成や面談・視察のアレンジ等を行うものとする。ただし、ホテル予約や車の手配、通訳の手配は発注者にて行うものとする。

(25) レポート等の作成・協議

- 1) 上記の作業を踏まえて、「第7条 成果品等」に記載の各レポートを作成のうえ、JICA 本部に確認・承認を得ることとする。
- 2) 現地調査の冒頭には、レポート内容について先方関係省庁・機関に対し内容を説明し、協議・確認する。また借入国に JICA 事務所がある場合は、当該事務所に対しても内容の説明を行う。
- 3) 当国関係省庁・機関の事業承認に必要な情報を提供するために、別途 JICA が指定する様式で情報提供を求める可能性がある。

第7条 成果品等

(1) 調査報告書

調査業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、3)～5)のレポート提出時期については、各1回の提出前提に、より合理的な提出時期をプロポーザルで提案することを妨げない。

また本契約における最終成果品は、5) 準備調査報告書及び(2) デジタル画像集とする。

¹ 本委員会は、インセプション検討会、インテリム検討会及び詳細スコープを検討する際の3回程度の開催を予定している。

各報告書の先方政府への説明、協議に際しては、事前に JICA 本部に説明の上、その内容について承認を得るものとする。なお、当該説明については、打ち合わせによることを原則とする。また、打ち合わせ後に受注者にて打合簿を作成し、監督職員の確認を得る。

1) 業務計画書

記載事項：共通仕様書第 6 条に記載するとおり。

提出時期：契約開始後 10 営業日以内

部 数：和文 3 部（簡易製本）

2) インセプション・レポート

記載事項：業務の基本方針、方法、作業工程、要員計画、便宜供与依頼内容等

提出時期：契約開始後 1 か月以内

部 数：和文 5 部、英文 10 部（簡易製本）

3) インテリム・レポート

記載事項：プロジェクトの背景・経緯、実施・運営体制、最適事業案環境社会配慮、自然条件調査等

提出時期：「第 8 条 業務工程」に示す期日まで

部 数：和文要約 5 部、英文 10 部（簡易製本）

4) 準備調査報告書（ドラフト・ファイナル・レポート）（経済分析に用いたキャッシュ・フロー表等の Excel ファイル（分析の過程が分かるもの）を含む）

記載事項：調査結果の全体成果（要約を含む）

提出時期：「第 8 条 業務工程」に示す期日まで

部 数：和文要約 5 部、英文 10 部（簡易製本）

5) 準備調査報告書（ファイナル・レポート）（経済財務分析に用いたキャッシュ・フロー表等の Excel ファイル（分析の過程が分かるもの）を含む）

記載事項：調査結果の全体成果（要約を含む）

提出時期：「第 8 条 業務工程」に示す期日まで

部 数：和文 5 部、英文 10 部、CD-R 3 部

※ファイナル・レポートについては、調査結果の要約を 10 ページ程度で取りまとめ、和文版、英文版の最初の部分に入れる。また、一定期間非公開となる情報を除いた英文（簡易製本版）10 部及び和文（要約）5 部を作成し、調査終了後速やかに公開する。一定期間非公開となる情報は原則以下のとおりであるが、具体的な削除対象箇所については、別途 JICA と十分に協議の上決定する。

ア) コスト積算、調達パッケージ、コンサルティング・サービスの人月・積算、経済・財務分析に含まれるコスト積算関連情報

イ) 実施機関の経営・財務情報のうち、公開されていない情報

ウ) 民間企業の事業や財務に関わる情報

(2) デジタル画像集

記載事項：事業対象サイト等のデジタル画像

提出時期：準備調査報告書と同時提出

部 数：CD-R 3 部

(3) 収集資料

本件調査を通じて収集した資料及びデータは項目毎に整理し、JICA 様式による収集資料リストを付したうえで調査終了後 JICA に提出する。

(4) その他の提出物

1) 議事録等

先方機関との各調査報告説明・協議に係る議事録(M/M)を作成し、JICAに5営業日以内に提出する。JICA本部・事務所におけるミーティングについても同様とする。なお、関連会議・検討会の開催に先立ち、10日前までに配布資料(各報告書の和文要約を含む)をJICAに提出する。

2) 業務従事月報

JICA規定により、調査業務日誌を添付した月例の調査業務報告を翌月5日までにJICAに提出する。本報告書には、業務実績、業務実施上の課題、その対処方針を記載する。

3) 先方機関への提出書類

先方機関への提出文書は、その写しをJICA(現地調査の場合で現地にJICA事務所がある場合は当該事務所の事務所長も含む)に速やかに提出する。

4) その他

上記の提出物のほかに、第6条で報告書に記載せず別途JICAに提出することとした情報や、JICAが必要と認め、報告を求めたものについて提出する。

(5) 成果品の仕様

インセプション・レポート、インテリム・レポート、ドラフト・ファイナル・レポートは原則として簡易製本とし、ファイナル・レポートは製本とする。報告書類の印刷、電子化(CD-R)については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

第8条 業務工程

(1) 業務工程

2021年10月下旬より業務を開始し、下記の期日までにそれぞれの報告書を提出する。

1) インテリム・レポート：2022年4月30日まで

2) 準備調査報告書(ドラフト・ファイナル・レポート)：2022年10月31日まで

3) 準備調査報告書(ファイナル・レポート)：2022年12月23日まで

(2) 業務量の目途と業務従事者の構成(案)

① 業務量の目途

合計 約45M/M

② 業務従事者の構成(案)

本業務には以下に示す各分野の担当事項を担当する団員が参加することを基本とする。なお、下記の担当分野の変更・追加または統合・分離が必要と考えられる場合は、プロポーザルにて提案する。

また、業務内容及び業務工程を考慮のうえ、より適切な要員構成がある場合、プロポーザルにて提案する。

1. 業務主任者／流域総合土砂管理(治水含) (2号)
2. ダム堆砂対策計画／土砂解析(3号)
3. 水理・水文解析／気候変動

4. 地形・地質
5. 構造物設計（排砂トンネル）（4号）
6. 構造物設計（取水口・放水口）
7. 機械設備
8. 積算／施工計画
9. ダム運用改善／維持管理計画／水資源管理
10. 環境社会配慮（自然環境、生活環境）
11. 環境社会配慮（社会環境、住民移転）
12. 経済財務分析

第9条 現地再委託

当該業務について、「第4章 業務実施上の条件（3）現地再委託」に記載の調査については、経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント/NGO等に再委託して実施することを認める。

なお、現地再委託については「コンサルタント等契約における現地再委託ガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うものとする。プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札など）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名ならびに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法など、より具体的な提案を可能な範囲で行う。

第10条 機材の調達

業務遂行上必要な機材については、「コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン（2017年6月）」に則り適切な調達及び管理等を行う。本邦から携行する受注者の所有機材のうち、コンサルタントが本邦に持ち帰らない機材であって、かつ輸出許可の取得を要するものについては、受注者が必要な手続きを行うものとする。

第11条 その他の留意事項

（1）不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行う。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談するものとする。

（2）適用する約款

本業務にかかる契約は「成果品の完成を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、すべての費用について消費税を課税することを想定している。

第4章 業務実施上の条件

(1) 業務工程

2021年10月より業務を開始し、2022年12月の終了を目処とする。

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

約 45人月 (M/M) (現地: 35M/M、国内10M/M)

2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成(及び格付案)は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成(及び格付)を提案してください。

- ① 業務主任者/流域総合土砂管理(治水含) (2号)
- ② ダム堆砂対策計画/土砂解析 (3号)
- ③ 水理・水文解析/気候変動
- ④ 地形・地質
- ⑤ 構造物設計(排砂トンネル) (4号)
- ⑥ 構造物設計(取水口・放水口)
- ⑦ 機械設備
- ⑧ 積算/施工計画
- ⑨ ダム運用改善/維持管理計画/水資源管理
- ⑩ 環境社会配慮(自然環境、生活環境)
- ⑪ 環境社会配慮(社会環境、住民移転)
- ⑫ 経済財務分析

(3) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人(ローカルコンサルタント等)への再委託を認めます。

- 土砂生産源調査/貯水池材料調査
- ボーリング調査
- 河川・地形測量
- 河床材料調査
- 濁水調査
- 既存放流施設周辺堆砂状況調査
- 環境社会配慮調査
 - ー 社会経済調査
 - ー 住民移転計画
 - ー ジェンダーへの配慮
 - ー 気候変動緩和策に係る情報収集・分析

(4) 配布資料/公開資料等

1) 配布資料

- 平成31年度 水資源分野における海外社会資本事業への参入促進に関する調査業務(令和2年3月)
- 令和2年度 水資源分野における海外社会資本事業への参入促進に関する調査業務(令和3年3月)

- IRR（内部収益率）算出マニュアル（2017年9月独立行政法人国際協力機構企画部）

2) 公開資料

- JICA 気候変動対策支援ツール

【緩和】

https://www.jica.go.jp/activities/issues/climate/mitigation_j.html

【適応】

https://www.jica.go.jp/activities/issues/climate/adaptation_j.html

- 「ブラintas川・ムシ川における気候変動の影響評価及び水資源管理計画への統合プロジェクト」最終報告書

第一巻 <https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000042220.html>

第二巻 <https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000042221.html>

- 「資金協力事業 開発課題別の指標例（JICA、2021年2月）」

https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/indicators/aid_business.html

(5) 対象国の便宜供与

事務所スペースの提供は無い見込みですので、見積りに含めてください。